



2025年3月24日

各 位

会 社 名 新明和工業株式会社
代 表 者 名 取締役社長 五十川 龍之
(コード番号 7224 東証プライム)
本 社 所 在 地 兵庫県宝塚市新明和町1番1号
問 合 せ 先 経営企画本部 広報部長 実平 典子
(TEL 0798-56-5002)

公正取引委員会からの排除措置命令および課徴金納付命令について

当社は、2023年9月12日、機械式駐車装置の販売に関して独占禁止法違反の疑いがあるとして、公正取引委員会の立入検査を受け、以後、同委員会による調査に全面的に協力してまいりましたが、本日、上記の事案に関し、同委員会から独占禁止法に基づく排除措置命令および課徴金納付命令を受けましたので、お知らせいたします。

本件に関しましては、お客様、お取引先様、そして株主の皆様をはじめとする関係者の皆様に、長期にわたり多大なご心配をおかけしておりますこと、あらためてお詫び申し上げます。

記

1. 排除措置命令の概要

- (1) エレベーター方式パレット型の機械式駐車装置の設置工事（以下、「本工事」といいます。）に関して、他の違反行為者と共同して、あらかじめ供給予定者を決定し、その供給予定者が供給できるようにする行為を既に取り止めていることを確認すること、および今後は、他の違反行為者を含む他の事業者と共同して、本工事について、供給予定者を決定せず、自主的に供給することを、それぞれ取締役会で決議すること。
- (2) 上記(1)に基づいて採った措置を、他の違反行為者に通知するとともに、本工事の発注者である建設業者等に通知し、かつ自社の従業員に周知徹底すること。
- (3) 今後、他の違反行為者を含む他の事業者と共同して、本工事について供給予定者を決定してはならない。
- (4) 自社の工事の供給に関する独占禁止法の遵守についての行動指針を自社の役員および従業員に周知徹底するために必要な措置、ならびに本工事の営業に関わる役員および従業員に対して自社の工事の供給に関する独占禁止法の遵守についての定期的な研修ならびに法務担当者等による定期的な監査を行うために必要な措置を、それぞれ講じること。

2. 課徴金納付命令の概要

課徴金 5,587万円を所定の納付期限までに国庫に納付すること。

なお、上記課徴金の額は、課徴金減免制度の適用により30%減額されたものであります。

3. 当社の対応

(1) 再発防止措置等

当社は、公正取引委員会から立入検査を受けた事態を厳粛に受け止め、これまでに、以下の取り組みをはじめとした再発防止措置等を講じてまいりました。

- ① 企業倫理に関する啓蒙活動の一環として、取締役社長からグループ会社を含む全ての役員および従業員に対し、「行動指針」および「行動規範」に則り、高い倫理観に基づく責任ある行動を採るべきことやコンプライアンスを徹底すべきこと等をメッセージとして発信（2024年1月および2025年1月）
- ② 2023年9月、弁護士および法務部門からなる調査チームを組成し、グループ会社を含む営業担当者その他の競争上の機微情報を取り扱う役員および従業員を対象に、過去5年間にわたり独占禁止法に違反するおそれのある行為の有無の調査を実施
- ③ グループ会社を含む全ての役員および従業員を対象に、弁護士を講師とした独占禁止法の遵守に係る研修を実施（2023年10月および2025年1月）
- ④ 競合他社の役員および従業員との間で競争上の機微情報に関する取り決め・競争上の機微情報の交換を行うことを禁止するとともに、競合他社の役員および従業員と打ち合わせ、メールのやり取りをするなどの接触をする場合・接触をした場合の届け出・審査等に関する社内規程を制定・運用

また今後も、前記各命令書で命じられた内容を誠実に遂行し、引き続き、法令遵守に関する役員および従業員の意識の向上ならびに体制の強化に取り組んでまいります。

(2) 関係者の処分

① 事業の責任者らに対する懲罰

本件に関し、担当者らに対する懲戒処分のほか、パーキングシステム事業の責任者らに対し、監督不行届き等を理由として、以下のとおり懲罰処分を科すことを決定しました。

氏名	役職等	懲罰の内容
中野 恭介	常務執行役員 パーキングシステム事業部長	月額報酬10%減額（6か月間）
早川 勇人	パーキングシステム事業部 上席担当部長	月額報酬10%減額（6か月間）

② 報酬の自主返納

以下の3名から報酬の一部を自主的に返納するとの申し出があり、これを受け入れました。

氏名	役職等	自主返納の内容
五十川龍之	代表取締役 取締役社長	月額報酬の20%（3か月間）
石丸 寛二	取締役 副社長執行役員	月額報酬の15%（3か月間）
西岡 彰	取締役 専務執行役員	月額報酬の10%（3か月間）

4. 業績に与える影響

2024年12月26日付「公正取引委員会からの意見聴取通知書の受領について」においてお知らせしておりますとおり、本件による2025年3月期の連結業績予想の修正はありません。

5. その他

2024年11月12日に、特装車の架装物等の販売価格の決定に関して独占禁止法違反の疑いがあるとして公正取引委員会の立入検査を受けた事案につきましては、現在も継続して調査が行われております。本件につきましても、その結果が明らかになり次第、速やかにご報告いたします。

以上